

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 2月1日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための段階的規制緩和計画の変更を以下のとおり発表しました。

●第3段階（準備期）へ移行（4日（木）午前5時より）：

首都圏州サンティアゴ市5区（ロ・バルネチェア、ビタクラ、ラス・コンデス、マイプ、プロビデンス）

マウレ州イエルバスブエナス市

アラウカニア州レナイコ市

アイセン州チレ・チコ市

●第2段階（移行期）へ移行（4日（木）午前5時より）：

アイセン州アイセン市

●第2段階（移行期）へ後退（4日（木）午前5時より）：

首都圏州コリナ市、ピルケ市、イスラ・デ・マイポ市

アントファガスタ州マリアエレナ市

アタカマ州フレイリナ市、ワスコ市

バルパライソ州カルタヘナ市、ペトルカ市、オルムエ市

リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州コインコ市、ナンカグア市、サン・フェルナンド市、モスタサル市、ペラリジョ市

マウレ州ビチュキエン市、リカンテン市、サン・ラファエル市、リオ・クラロ市、ペンカウエ市

ニュブレ州サン・イグナシオ市、ブルネス市

●第1段階（義務的自宅待機）へ後退（4日（木）午前5時より）：

アリカ・イ・アリナコタ州アリカ市

アタカマ州ティエラアマリージョ市

アラウカニア州ペルクエンコ市

ロス・ラゴス州キンチャオ市、クラコ・デ・ベレス市、チョンチ市、キエムチ市

アイセン州コイアイケ市

2 2月1日時点で、チリ国内では730,888名（死亡者18,537名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察に

よる検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html